

公文書館制度の現状と課題

内閣府

平成15年5月

目次

1. 我が国の公文書館制度の沿革

- (1) 国立公文書館の発足..... 1
- (2) 公文書館法..... 2
- (3) 国立公文書館法の成立..... 3
- (4) 国立公文書館の独立行政法人化..... 4
- (5) 国の行政機関情報公開制度のスタート... 5

2. 我が国の公文書館制度について

- (1) 全体像..... 6
- (2) 国立公文書館の組織と機能..... 7
- (3) 地方公共団体等の公文書館等の現状... 8

3. 諸外国における公文書館の制度と現状

- (1) 概要..... 9
- (2) 日本と各国との比較..... 10

4. 我が国公文書館制度の抱える課題

- (1) 公文書の移管実績..... 11
- (2) 移管と文書管理..... 12
- (3) 公文書館の組織と体制..... 13
- (4) 専門職員(アーキビスト)の養成... 14
- (5) デジタル・アーカイブへの対応..... 15
- (6) 公文書電子化への対応..... 16

1. 我が国の公文書館制度の沿革

(1) 国立公文書館の発足

1. 昭和34年11月:日本学術会議勧告「公文書散逸防止について」

- ・ 「国立文書館の設置」 = 「究極の目標」と位置付け
- ・ 「公文書」 = 中央・地方の官公庁で「起案授受された学問的重要な意義をもった書類、議事録、帳簿類」

2. 昭和46年7月:国立公文書館発足

- ・ 総理府設置法一部改正による。
- ・ 総理府の附属機関として

3. 「国の行政に関する公文書その他の記録」の保存利用機関

+

「総理府の所管行政に関し図書管理を行なう」機関

1. 我が国の公文書館制度の沿革

(2) 公文書館法

1. 昭和63年6月:公文書館法施行

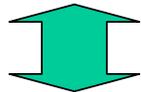
- ・ 公文書館法 = **議員立法**により成立

2. 公文書館の定義

- ・ 「**歴史資料として重要な公文書等**を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行う。」
- ・ 「**公文書等**」 = 「**国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録**(現用のものを除く。)」

3. 専門職員の配置

- ・ 「**歴史資料として重要な公文書等**についての調査研究を行う**専門職員**」を配置



- ・ 附則 = 「**当分の間**、地方公共団体が設置する公文書館には...
専門職員を置かないことができる。」

1. 我が国の公文書館制度の沿革

(3) 国立公文書館法の成立

1. 平成11年6月:国立公文書館法公布

- ・ 国立公文書館法 = **議員立法**による成立
- ・ 平成12年10月:施行

2. 「公文書館法の精神にのっとり」

3. 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用に資する」

4. 「公文書等」 = 「国が保管する公文書その他の記録」

5. 公文書等の保存(第5条)

- ・ 「**国の機関は、内閣総理大臣と当該国の機関とが協議して定めるところにより、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。**」(第1項)
- ・ 「**内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史資料として重要な公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認めるときは、当該公文書等を保存する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。**」(第2項)

1. 我が国の公文書館制度の沿革

(4) 国立公文書館の独立行政法人化

1. 平成11年12月:国立公文書館法一部改正法公布

- ・ 独立行政法人個別法として

2. 国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置 (第15条)

- ・ 「前項(第2項 = 改正前第5条第2項)の場合において、必要があると認めるときは、**内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。**」(第3項)
- ・ 「**内閣総理大臣は、第2項の規定により移管を受けた公文書等を国立公文書館に移管するものとする。**」(第4項)

3. 平成13年4月1日:独立行政法人となる。

4. 平成13年11月30日:アジア歴史資料センター開設

...国立公文書館、外務省外交史料館、防衛庁防衛研究所図書館
の所蔵する**アジア関係資料**を電子化してインターネットで提供

1. 我が国の公文書館制度の沿革

(5) 国の行政機関情報公開制度のスタート

1. 平成13年4月:行政機関情報公開法の施行

2. 第37条(行政文書の管理)

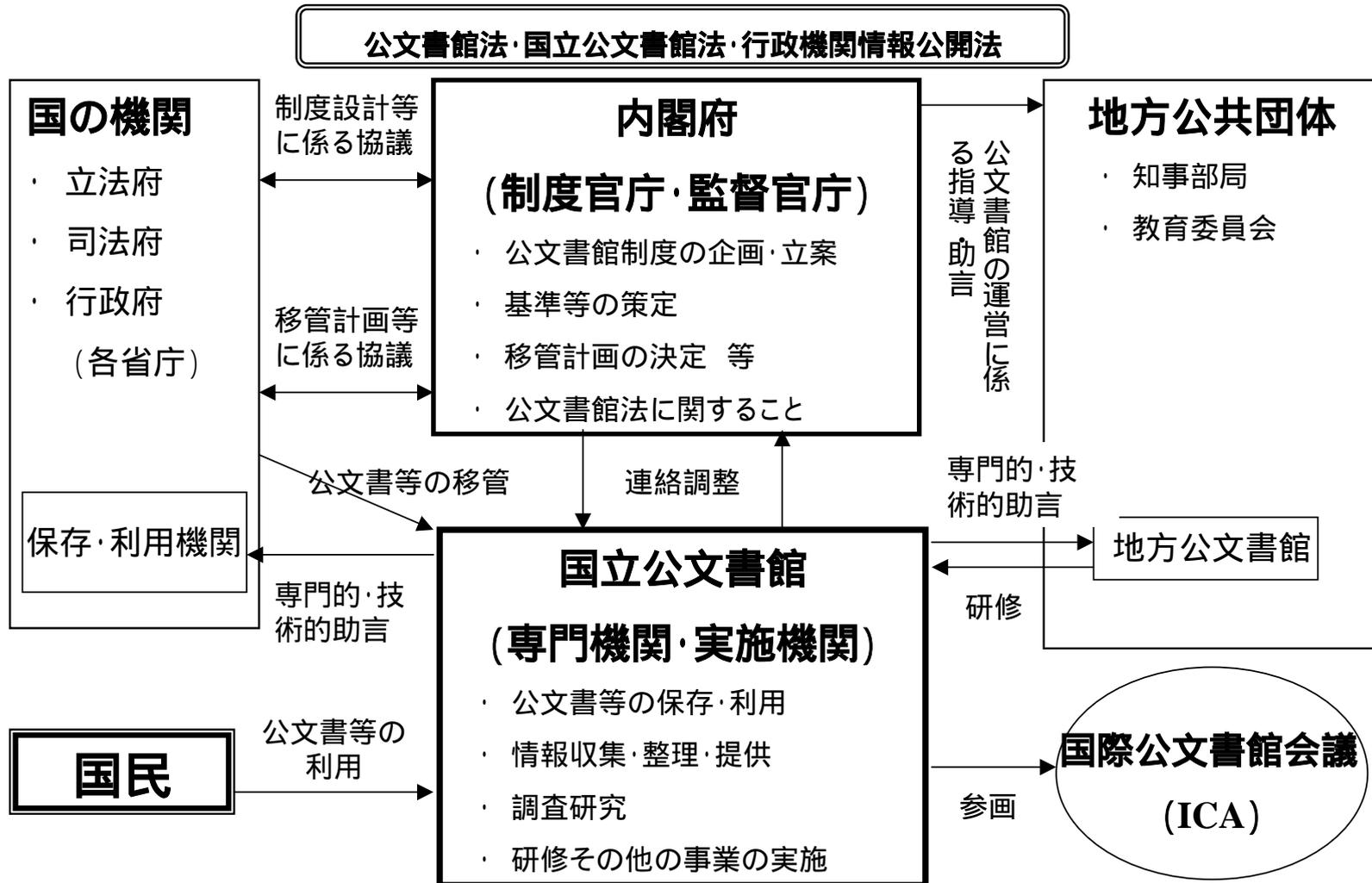
- ・「行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。」(第1項)
- ・「行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。」(第2項)

3. 行政機関情報公開法施行令第16条

- ・「法第37条第2項の行政文書の管理に関する定めは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。」
- ・「保存期間...が満了した行政文書については、国立公文書館法...第15条第2項の規定により内閣総理大臣に移管することとするもの及び第2条第1項に規定する機関に移管することとするものを除き、廃棄することとするものであること。」(第8号)

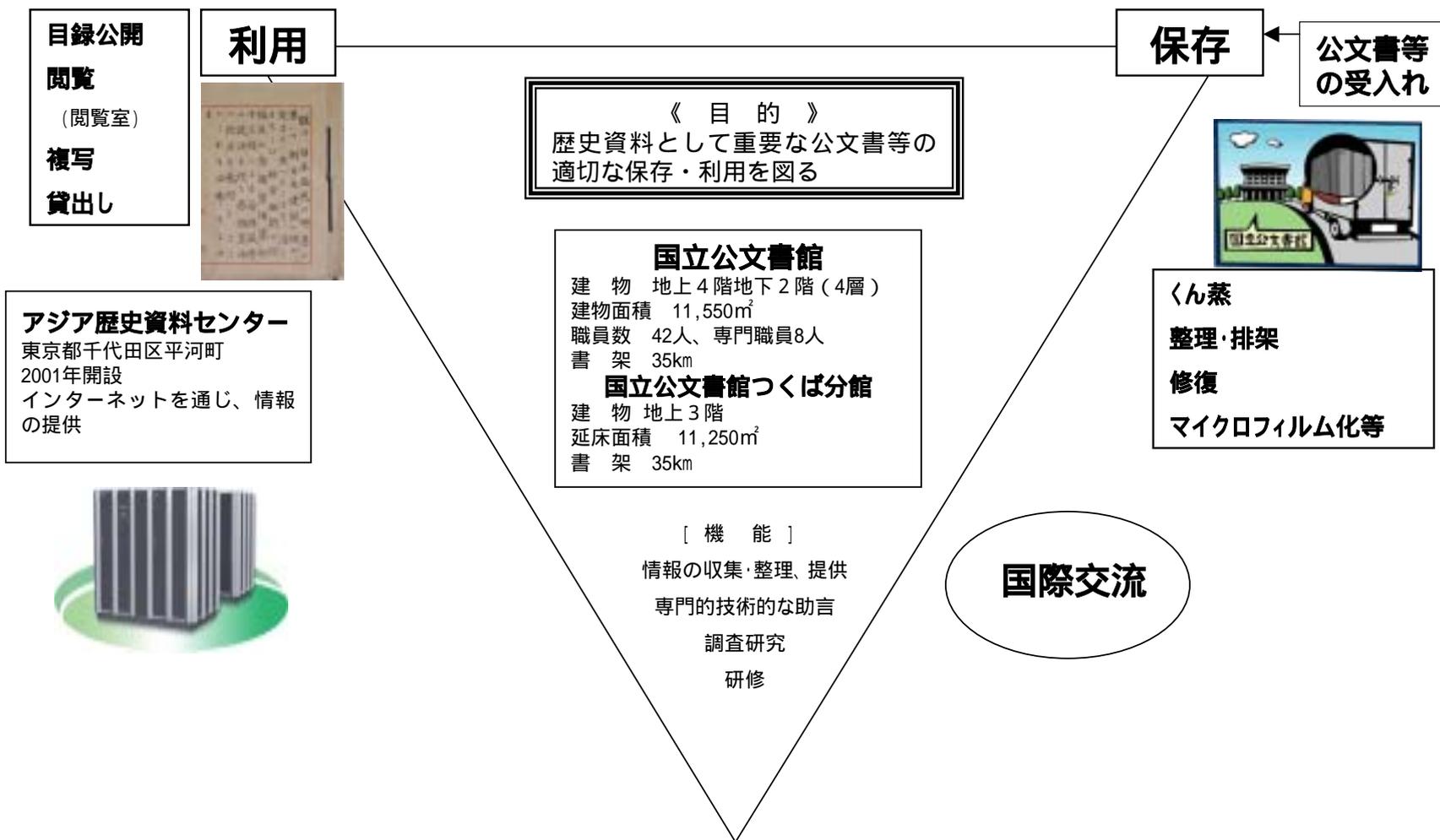
2. 我が国の公文書館制度について

(1) 全体像



2. 我が国の公文書館制度について

(2) 国立公文書館の組織と機能



2. 我が国の公文書館制度について

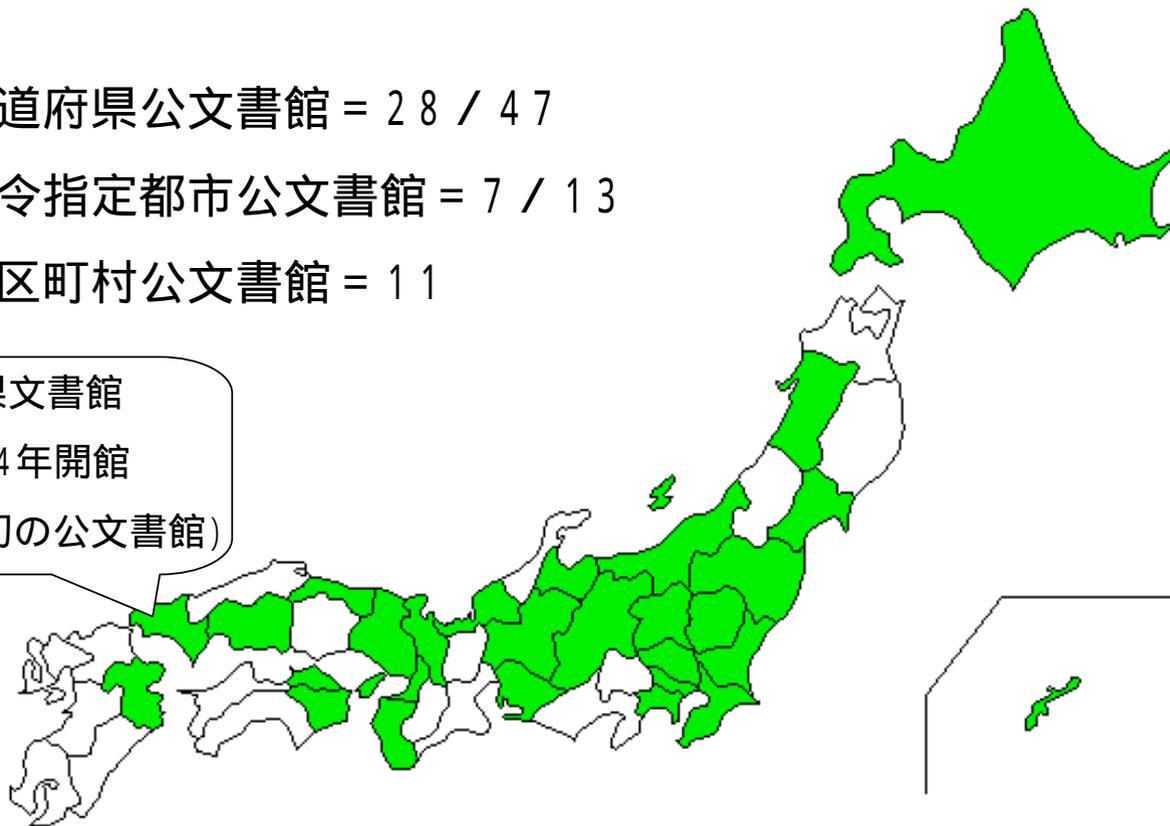
(3) 地方公共団体等の公文書館等の現状

都道府県公文書館 = 28 / 47

政令指定都市公文書館 = 7 / 13

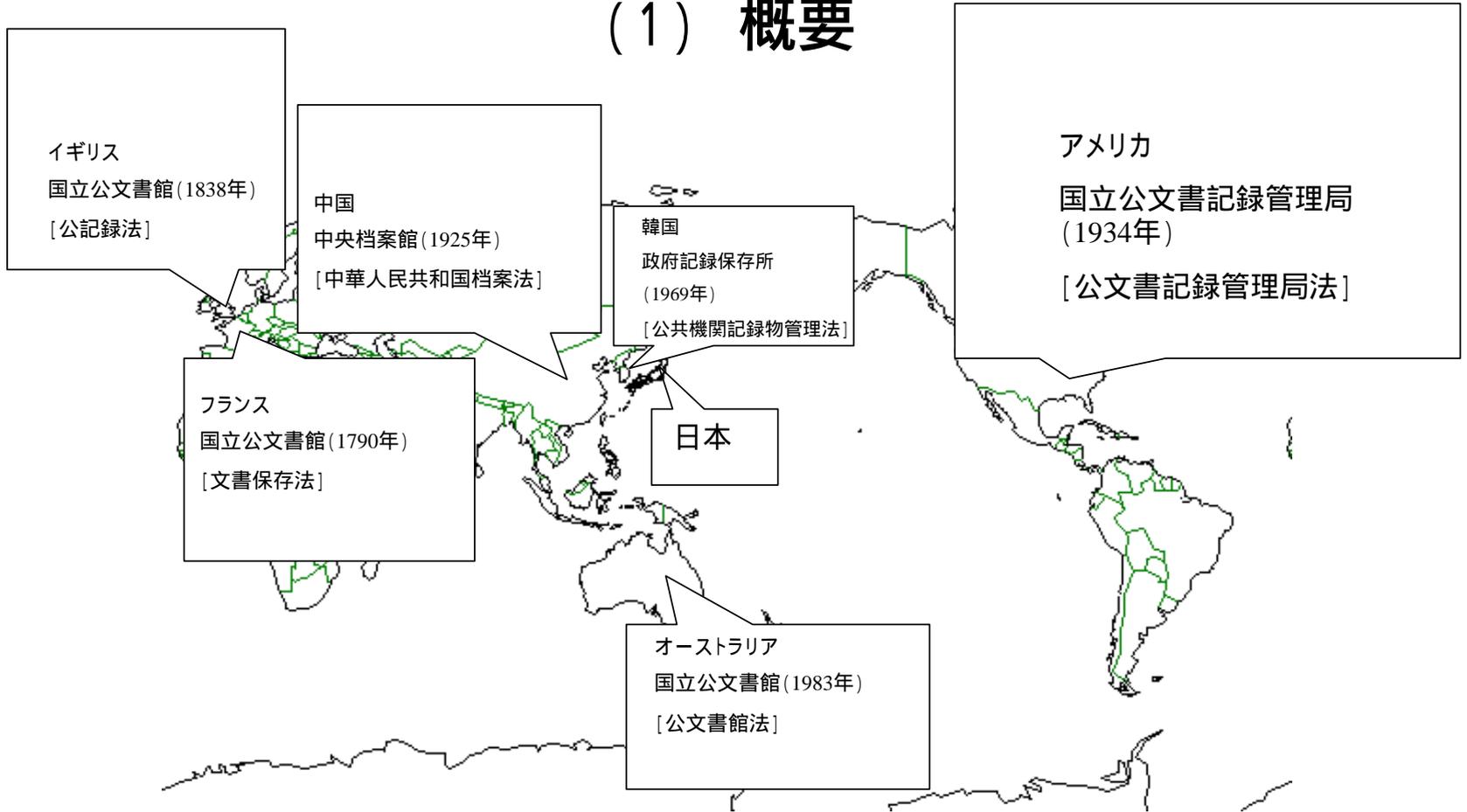
市区町村公文書館 = 11

山口県文書館
昭和34年開館
(我が国最初の公文書館)



3. 諸外国における公文書館の制度と現状

(1) 概要



3. 諸外国における公文書館の制度と現状 (2) 日本と各国との比較

	日本	米国	イギリス	フランス	オーストラリア	中国	韓国
設立	1971(昭和46)年	1934年	1838年	1790年	1983年	1925年	1969年
職員数	職員 42名('02) 臨時 約70名('02)	公文書管理局(NARA) ワシントン地区 職員 1,158名('02) 臨時 166名('02) NARA 全体 職員 2,518名('02) 臨時 496名('02)	キュー本館 職員 451名('02)	国立公文書館 職員 432名('98) 公文書局(Archives de France)全体 職員 818名('98)	職員 296名('01) 臨時 103名('01)	中央档案館 職員 182名('92) 第一歴史档案館 職員 173名('92) 第二歴史档案館 職員 184名('92) 国家档案局全体 職員 587名('92)	職員 131名('01)
専門職員数	8('02)* *当館養成課程修了者	-	-	76('98)* *Conservateur 数	-	-	44('01)
専門職員教育/資格	国立公文書館専門職員養成講座、大学院専門課程等	大学院専門課程/専門団体による資格制度	大学院専門課程/専門団体による資格制度	国立古文書学院、国立文化遺産研究所による専門教育、大学院専門課程	大学院専門課程	大学・大学院専門課程/国家による資格制度	大学院専門課程
国立公文書館構成	・国立公文書館本館 ・つくば分館	・国立公文書館本館 ・新館 ・記録センター(全国15箇所) ・人材記録センター(2箇所) ・大統領図書館(12箇所)	・国立公文書館 キュー本館、ファミリー・レコード・オフィス、ヘイズ中間書庫 ・スコットランド国立公文書館 ・北アイルランド公記録管理庁	・国立公文書館 歴史公文書館、現代公文書センター、海外公文書センター、マイクティムセンター、労働文書センター *フランス公文書局は上記のほか11地域の公文書館を管轄	・国立公文書館 ・地域支局(7地域)	・中央档案館 ・第一歴史档案館 ・第二歴史档案館 *国家档案局は上記のほか3,902('01)の地方档案局・館を管轄	・政府記録保存所(大田) ・支所(釜山) ・閲覧事務所(ソウル)
中間書庫	-	15の記録センター	ヘイズ中間書庫	現代公文書センター	キャンバラ本館、ジニーほか7箇所	-	-
移管期限	30年	25年	30年	30年	25年	30年	10年
所蔵資料	46km('02)	約693km('02)	174km(キュー本館)('01)	334km('98)	366km('01)	約1,360万点('92) 1	約105万点('01) 2
現用文書管理関与	-	法律(44USC)に規定。公文書処分規定等発行。現用記録管理部門あり。	基準・ガイド等発行。現用記録管理部門あり。	文書管理官92人('98)を公文書館から各省に派遣。各種基準発行。	DIRKSマニュアル(2000)他各種基準発行。現用記録管理部門あり。	档案局制定保存文書業界基準(2000)発行。現用記録管理部門あり。	記録物分類基準表(1999)発行。
所管省庁等	内閣府(独立行政法人)	大統領	大法官(イグゼクティブ・エージェント)	文化情報省	情報芸術省	國務院	行政自治部
公文書関係法律	公文書館法(1987) 国立公文書館法(1999)	公文書記録管理局法(44USC, Ch.21 1984)等	公記録法(1958)	文書保存法(1979)	公文書館法(1983)	中華人民共和国档案法(1987)	公共機関記録物管理法(1999)
情報公開法	情報公開法(1999)	情報自由法(1966)電子情報自由法(1996)	情報自由法(2000)	情報公開法(1978, 2000)	情報自由法(1982)	-	公共機関情報公開法(1997)

・ 各国公文書館ホームページ、年報、パンフレット等を基に作成。一部未確認数値を含む。

・ 1 中央・第一歴史・第二歴史档案館保存文書数合計。他に参考資料、音声資料等を所蔵。 2 政府記録保存所保存文書数合計。他に地図・図面資料約120万点、人事記録約463万点、AV資料等約138万点、印刷物22万点等所蔵。

4. 我が国公文書館制度の抱える課題

(1) 公文書の移管実績

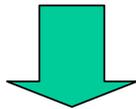
1. 開館30年の実績

- 所蔵資料 = 約90万冊...うち公文書関係(明治以後) = 約40万冊
- 移管実績 = 省庁によって、質量ともにバラツキ

2. 平成13年3月30日:閣議決定等により移管の「定め」を設ける

〔「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」(閣議決定)〕

- 移管基準を明確化



平成13・14年度 = 質量共に、移管実績はあがらず

4. 我が国公文書館制度の抱える課題

(2) 移管と文書管理

1. 諸外国の取り組み

(1) アメリカ(国立公文書記録管理局(NARA))

- 文書の作成・保管・最終処分(移管又は廃棄)の管理を統轄
- 文書廃棄 = NARA長官の承認が必要

(2) 韓国(政府記録保存所)

- 文書管理を統轄・調整(基本政策決定、管理の指導・監督等)
- 文書分類基準表を作成・告示(移管対象文書も指定)

2. 日本

- 文書の作成・保存・廃棄・移管 = **各省個別**の規程等に基づく
- **移管**は各省大臣との合意が必要

各省バラバラな文書管理 各省との合意が前提の移管

4. 我が国公文書館制度の抱える課題

(3) 公文書館の組織と体制

1. 国立公文書館

- 内閣府所管の独立行政法人
- 職員数 = 42名
- 専門職員 = 8名

アメリカ国立公文書記録管理局(NARA)

- 大統領直轄
- 職員数 = 約2500名
- 専門職員 = 400名以上といわれる

2. 都道府県公文書館

- 知事部局所管 = 17
- 教育委員会所管 = 10
- 職員数 = 506名
- 専門職員 = 54名

人的基盤の立ち遅れの解消

4. 我が国公文書館制度の抱える課題

(4) 専門職員(アーキビスト)の養成

1. 国立公文書館における研修等の現況

- 現職の公文書館職員等を対象に実施(1週間・4週間)
- 各省庁文書担当者を対象のものも(3日間)

2. 将来の人材養成等の課題

- 高等教育機関での人材養成 = ごく一部のみ

アメリカの専門職員養成

- 全国約30の大学院 = アーカイブズ専門プログラム設置
(UCLA、ミシガン大学等)
- 有資格アーキビストアカデミー = 資格認定



- 専門職員に求められる**専門知識の体系化**が必要
(**電子記録時代**の専門知識も不可欠)
- それに基づく**人材養成システム**が必要

4. 我が国公文書館制度の抱える課題

(5) デジタル・アーカイブへの対応

- 国立公文書館 = 所蔵資料目録をインターネット上で提供
(資料の閲覧...館内のみ)
- 既存資料の電子画像 = アジア歴史資料センターでインターネット閲覧

インターネット上での資料閲覧 = 本格的実施が急がれる

- 資料の早期電子化
- 使いやすい検索システムの確立

英国立公文書館

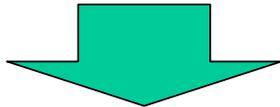
インターネット閲覧を一部資料で実施

(過去の国勢調査個人票)

4. 我が国公文書館制度の抱える課題

(6) 公文書電子化への対応

- 電子文書の**真正性・原本性**を証明する
- 電子文書の**移管・保存・利用**を**确实**にする



- **早急なルール化が必要**
- **電子文書・紙文書をトータルで考えたシステム構築へ向けての検討が必要**

オーストラリア

- 国立公文書館が電子文書を含めた総合的文書管理システムを構築
- 電子文書の脆弱性に鑑み、移管対象文書を作成段階で選別するシステムを採用